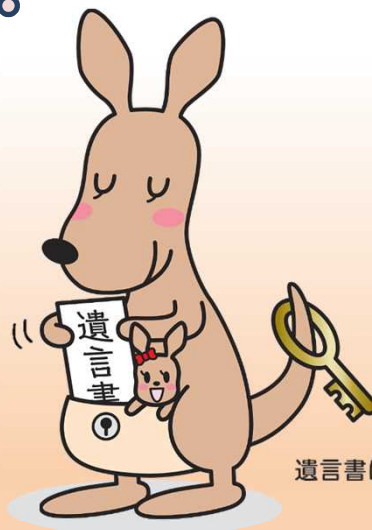




自筆証書遺言書の文例集 (付言事項付き)

大切な人に
財産や思い
を残したい

遺言書



遺言書ほかんガル

函館地方法務局



あなたの大切な遺言書を 法務局が保管します！



法務局の自筆証書遺言書保管制度は、令和2年7月から開始された新しい制度です。

自筆証書遺言書は、手軽かつ自由度の高い方式というメリットがあるものの、せっかく作成された遺言書が遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、一部の相続人等に改ざんされたりするというデメリットがあるとされています。



預けて安心！
自筆証書遺言書
保管制度

全国の法務局で
ご利用いただけます。

遺言書の保管の申請には
3,900円が
かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります

手続きには
予約が必要です

法務省民事局

法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用すれば・・・

- 1 保管申請手数料は**3,900円**で、その他の費用はかかりません。
- 2 法務局が厳重に保管するので、遺言書の紛失や改ざんなどのおそれはありません。
- 3 法務局に保管申請をすると、家庭裁判所での検認手続が不要となります。
- 4 遺言書の外形的な確認を法務局が行います。
(遺言の内容についての相談・審査はお受けできません。)
- 5 遺言者の死亡時に、指定された方に法務局が遺言書を保管していることを通知することができます。

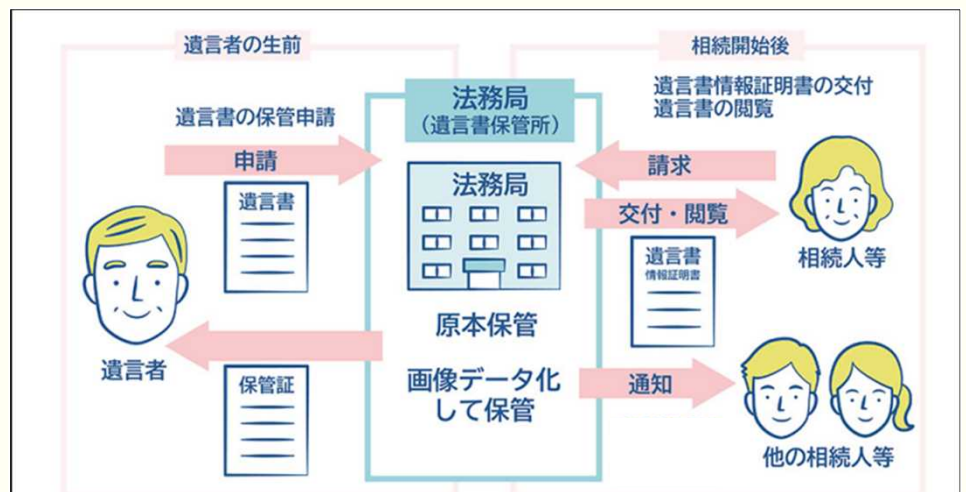
自筆証書遺言書保管制度の概要は、次のイメージ図のとおりです。

ご不明な点は、法務省ホームページ又は函館地方法務局ホームページをご覧ください。か、函館地方法務局供託課(0138-23-9538)にお尋ねください。

法務省ホームページ
はこちら



函館地方法務局ホーム
ページはこちら



あなたが書いた遺言書は、法務局の自筆証書遺言書保管制度を利用して安全に保管し、確実に大切な人に届けましょう。

目 次

◆遺言書の作成例（基本的な文例）	1
◆文例集（付言事項付き）（※）	2
（典型的な例）	
①夫婦が相互に相手方に財産を相続させることを前提に、夫婦のどちらかが先又は夫婦同時に死亡した場合に備えて、ほかの相続人に財産を相続させる場合	2
②同居している二男に財産をすべて渡したい場合	3
③夫婦だけで子どもがいない（夫の父母は存命）場合で、妻に全財産を残したい場合	3
④相続人以外の方に財産をすべて渡したい場合	4
◇コラム「遺留分について」	4
⑤妻が自宅に住み続ける権利（配偶者居住権）を確保する場合	5
◇コラム「配偶者居住権について」	5
⑥長男に墓や仏壇を継がせる（祭祀承継者を指定する）場合	6
（相続権のない人や団体に遺贈する例）	
⑦事実婚の相手に財産を譲る場合	6
⑧孫に財産を譲る場合（孫が代襲相続人でない場合）	7
⑨団体に財産を寄付する場合	7
◇全国の遺言書保管所（本局）一覧	8

（※）付言事項とは

遺言書を通して、家族やお世話になった人などへの感謝の気持ちや想いを伝える文書（メッセージ）を「付言事項」といいます。付言事項は法律に定めのあるものではなく、遺言書に記載するかは任意ですが、遺言者の気持ちや想いを伝える手段として一般的に用いられています。

【遺言書の作成例（基本的な文例）】

※作成する際は、必ず自書してください。

遺 言 書

遺言者函館太郎は、次のとおり遺言する。

※あなたの氏名

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

1 遺言者は、遺言者が有する次の財産を、遺言者の妻函館花子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

(1) 土地

北海道函館市〇〇町 〇〇番〇

(2) 建物

北海道函館市〇〇町〇〇番地〇 家屋番号 〇〇番〇

(3) 遺言者名義の預貯金

2 遺言者は、遺言者名義の株式会社××の株式2万株を、遺言者の長女江差和美（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

3 遺言者は、前記1、2に記載した財産以外に、遺言者の有する財産があった場合、そのすべてを妻花子に相続させる。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

4 遺言者は、妻花子を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

(付言事項)

妻の花子には、最後までいろいろと苦勞をかけました。長年にわたり連れ添ってくれて本当にありがとうございます。感謝しています。

和美もお父さんの大事な娘です。お母さん共々、身体に気をつけて幸せに暮らしてください。

令和〇年〇月〇日

※この遺言書を書いた日付

住所 北海道函館市〇〇町〇〇番〇〇号

※あなたの住所

函 館 太 郎 印

※あなたの氏名 ※必ず押印します

【文例集（付言事項付き）】

※作成する際は、必ず自書してください。

（典型的な例）

①夫婦が相互に相手方に財産を相続させることを前提に、夫婦のどちらかが先又は夫婦同時に死亡した場合に備えて、ほかの相続人に財産を相続させる場合

＜夫の遺言＞※夫と妻の遺言は、各自作成する必要があります。

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、遺言者の妻函館花子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。ただし、妻花子が遺言者より先又は遺言者と同時に死亡した場合は、その有するすべての財産を、遺言者の長男函館一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

2 遺言者は、妻花子を遺言執行者に指定する。ただし、妻花子が遺言者より先又は遺言者と同時に死亡した場合は、長男一雄を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

お父さんが亡くなくても、お母さんと一雄が安心して暮らせるように、この遺言書を作成しました。これからも親子仲良く助け合ってください。

＜妻の遺言＞※夫と妻の遺言は、各自作成する必要があります。

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、遺言者の夫函館太郎（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。ただし、夫太郎が遺言者より先又は遺言者と同時に死亡した場合は、その有するすべての財産を、遺言者の長男函館一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

2 遺言者は、夫太郎を遺言執行者に指定する。ただし、夫太郎が遺言者より先又は遺言者と同時に死亡した場合は、長男一雄を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

お母さんが亡くなくても、お父さんと一雄が安心して暮らせるように、この遺言書を作成しました。これからも親子仲良く助け合ってください。

【文例集（付言事項付き）】

※作成する際は、必ず自書してください。

（典型的な例）

②同居している二男に財産をすべて渡したい場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、遺言者の二男函館次夫（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

- 2 遺言者は、二男次夫を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

お母さんが亡くなった後、長年、面倒を見てもらった次夫には、全財産を相続させることで報いたいと望んでいます。

長男の一雄は、弟に異議を述べることなく、これからも兄弟仲良く助け合って行ってください。

③夫婦だけで子どもがいない（夫の父母は存命）場合で、妻に全財産を残したい場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、遺言者の妻函館花子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

- 2 遺言者は、妻花子を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

自分に何かあったとき、妻の花子が安心して暮らせるように、この遺言書を作成しました。

花子と出会うことができるとても幸せでした。感謝しています。

これから先、少しでも花子の人生の支えになればと、私の全財産を花子に相続させたいと思います。

父さんと母さんには、どうか私の遺志を理解して、花子を支えてあげてください。よろしく願います。

【文例集（付言事項付き）】

※作成する際は、必ず自書してください。

（典型的な例）

④相続人以外の方に財産をすべて渡したい場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、北海道函館市××町〇〇番〇〇号に在住の八雲陽子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に遺贈する。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

2 遺言者は、八雲陽子を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

八雲陽子さんには、いろいろと面倒を見てもらい、本当に感謝しています。恩返しをしたいと考え、私の財産を贈ることにしました。

子どもたちには、不動産や金融資産を生前に贈与しているので、どうか陽子さんへの配慮を頼みます。

遺留分について



遺留分とは、相続人が、被相続人（亡くなった方）の財産から法律上取得することが保障されている最低限の取り分のことです（被相続人の兄弟姉妹には認められていません。）。

一部の人が多く相続すると、他の人は軽んじられたような気持ちになるかもしれません。相続分を決めるに当たっては、この点も考慮して遺言書を作成しましょう。

一部の人に多く相続させる場合は、「自分がなぜそのような遺言をしたのか」を付言事項としてきちんと伝え、遺産争いが起こらないようにすることが重要です。

【文例集（付言事項付き）】

※作成する際は、必ず自書してください。

（典型的な例）

⑤妻が自宅に住み続ける権利（配偶者居住権）を確保する場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者の妻函館花子（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に、遺言者が所有する次の建物の配偶者居住権を遺贈する。※建物の表示は省略
 - 2 遺言者は、遺言者の長男函館一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に、次の建物の負担付所有権を遺贈する。※建物の表示は省略
 - 3 遺言者は、長男一雄に、次の土地の所有権を相続させる。※土地の表示は省略
- ※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。
- 4 遺言者は、長男一雄を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

妻の花子には、先々の心配をすることなく自宅に住み続けてほしいと考え、配偶者居住権を活用することにしました。

一雄は、お母さんの面倒をちゃんと見てくれると信じていますが、どうか父の想いを受け止めて、お母さんを大切にしてください。

配偶者居住権について



配偶者居住権は、相続開始時に被相続人の財産に属した建物に居住していた場合に、配偶者が無償で住み続けることができる権利で、配偶者の老後の安定した生活を確保させるために創設されたものです。

この権利は、遺産分割協議等によって取得することができますが、遺言によることもできます。例えば、相続人が配偶者と被相続人の先妻の子という場合に、居住権のトラブルを回避する手段として有効です。

【文例集（付言事項付き）】

※作成する際は、必ず自書してください。

（典型的な例）

⑥長男に墓や仏壇を継がせる（祭祀承継者を指定する）場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、函館家の祭祀承継者を長男函館一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に指定する。
- 2 遺言者名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）を長男一雄に相続させる。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

- 3 遺言者は、長男一雄を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

一雄は、お盆やお彼岸、先祖の命日などには供養を怠らず、墓を守って行ってください。

ほかの子どもたちは、先祖を大事にする気持ちを忘れず、また、一雄の今後の負担を考え、遺留分の請求をしないようにお願いします。

（相続権のない人や団体に遺贈する例）

⑦事実婚の相手に財産を譲る場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

- 1 遺言者は、遺言者が有するすべての財産を、北海道函館市××町〇〇番〇〇号に在住の内縁の妻北斗理恵（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に遺贈する。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

- 2 遺言者は、内縁の妻北斗理恵を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

お互いの価値観を尊重して婚姻届は出しませんでした。理恵には、妻として最後までよく面倒を見てもらいました。これまで連れ添ってくれて本当にありがとう。感謝しています。

先妻の子どもたちには、生前に財産を贈与しているので、どうか理恵への配慮をお願いします。

【文例集（付言事項付き）】

※作成する際は、必ず自書してください。

（相続権のない人や団体に遺贈する例）

⑧孫に財産を譲る場合（孫が代襲相続人でない場合）

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

1 遺言者は、遺言者が有する次の財産を、孫の函館翔太（平成〇〇年〇〇月〇〇日生）に遺贈する。

(1) 遺言者名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇〇）

(2) 自宅の私の部屋に飾っている〇〇画伯の絵画（〇号）1点

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

2 遺言者は、孫の函館翔太を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

ほかの孫たちは不満に思うかもしれませんが、翔太は幼いころから私の食事の世話や話し相手などをしてくれました。

絵を描くことが好きな翔太の勉強に役立ててもらいたいと考え、感謝の気持ちを込めて前記の財産を贈ります。

⑨団体に財産を寄付する場合

※「あなたの財産を誰に渡したいのか」を書きます。

1 遺言者は、難病研究に役立てるため、遺言者が有する遺言者名義の〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇〇）の全額を、医療法人〇〇総合研究所（東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号）に遺贈する。

※遺言執行者を指定する場合の書き方の例です。

2 遺言者は、長男函館一雄（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）を遺言執行者に指定する。

※付言事項がある場合の書き方の例です。

（付言事項）

私が長年苦しんだ〇〇病の治療に関する研究が進み、この病気で苦しむ人が一日でも早くいなくなることを願って、些少ですが前記の財産を贈ることにしました。〇〇総合研究所のこの病気に関する研究に役立ててもらえれば幸いです。

子どもたちには、父の想いを尊重するようお願いします。

全国の遺言書保管所（本局）一覧

※各局管内の遺言書保管所は本局にお尋ねください。

名 称	電 話	所 在 地
東京法務局	(03)5213-1441	〒102-8225 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
横浜地方法務局	(045)641-7655	〒231-8411 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎
さいたま地方法務局	(048)851-1000	〒338-8513 さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎
千葉地方法務局	(043)302-1311	〒260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3
水戸地方法務局	(029)227-9911	〒310-0061 水戸市北見町1-1 水戸法務総合庁舎
宇都宮地方法務局	(028)623-6333	〒320-8515 宇都宮市小幡2-1-11
前橋地方法務局	(027)221-4466	〒371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎
静岡地方法務局	(054)254-3555	〒420-8650 静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎
甲府地方法務局	(055)252-7151	〒400-8520 甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
長野地方法務局	(026)235-6611	〒380-0846 長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎
新潟地方法務局	(025)222-1561	〒951-8504 新潟市中央区西大畑町5191 新潟地方法務総合庁舎
大阪法務局	(06)6942-1481	〒540-8544 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
京都地方法務局	(075)231-0295	〒602-8577 京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197
神戸地方法務局	(078)392-1821	〒650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎
奈良地方法務局	(0742)23-5534	〒630-8301 奈良市高畑町552
大津地方法務局	(077)522-4671	〒520-8516 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎
和歌山地方法務局	(073)422-5131	〒640-8552 和歌山市二番丁3 (和歌山地方合同庁舎)
名古屋法務局	(052)952-8184	〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館
津地方法務局	(059)228-4191	〒514-8503 津市丸之内26-8 津合同庁舎
岐阜地方法務局	(058)245-3181	〒500-8729 岐阜市金竜町5-13
福井地方法務局	(0776)22-5090	〒910-8504 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎
金沢地方法務局	(076)292-7846	〒921-8505 金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎
富山地方法務局	(076)441-0550	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎
広島法務局	(082)228-5201	〒730-8536 広島市中区上八丁堀6-30
山口地方法務局	(083)922-2295	〒753-8577 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館
岡山地方法務局	(086)224-5656	〒700-8616 岡山市北区南方1-3-58
鳥取地方法務局	(0857)22-2191	〒680-0011 鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎
松江地方法務局	(0852)32-4200	〒690-0001 松江市東朝日町192-3
福岡法務局	(092)721-4570	〒810-8513 福岡市中央区舞鶴3-5-25
佐賀地方法務局	(0952)26-2148	〒840-0041 佐賀市城内2-10-20
長崎地方法務局	(095)826-8127	〒850-8507 長崎市万才町8-16
大分地方法務局	(097)532-3161	〒870-8513 大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎
熊本地方法務局	(096)364-2145	〒862-0971 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎
鹿児島地方法務局	(099)219-2100	〒892-8511 鹿児島市山下町13-10 鹿児島第3地方合同庁舎
宮崎地方法務局	(0985)22-5124	〒880-8513 宮崎市別府町1-1 宮崎法務総合庁舎
那覇地方法務局	(098)854-7950	〒900-8544 那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
仙台北法務局	(022)225-5611	〒980-8601 仙台市青葉区春日町7-25 仙台第3法務総合庁舎
福島地方法務局	(024)534-1111	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎
山形地方法務局	(023)625-1321	〒990-0041 山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎
盛岡地方法務局	(019)624-1141	〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎
秋田地方法務局	(018)862-6531	〒010-0951 秋田市山王7-1-3
青森地方法務局	(017)776-6231	〒030-8511 青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎
札幌法務局	(011)709-2311	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1
函館地方法務局	(0138)23-9538	〒040-8533 函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎
旭川地方法務局	(0166)38-1167	〒078-8502 旭川市宮前1条3-3-15 旭川合同庁舎
釧路地方法務局	(0154)31-5016	〒085-8522 釧路市幸町10-3
高松法務局	(087)821-6191	〒760-8508 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
徳島地方法務局	(088)622-4171	〒770-8512 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎
高知地方法務局	(088)822-3331	〒780-8509 高知市栄田町2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎
松山地方法務局	(089)932-0888	〒790-8505 松山市宮田町188-6 松山地方合同庁舎



<ご注意いただきたいこと>

この文例集は、自筆証書遺言書保管制度を利用される皆様の参考としていただくために、一般的な事例を整理して取りまとめたものです（法務局が遺言内容としての効力を保証するものではありません。）。

法務局では、遺言書の外形的な確認は行いますが、内容について相談に応じることができませんので、ご不明な点がある場合は、事前に弁護士や司法書士等の法律の専門家に相談されることをお勧めします。

※本文例集は、インターネット等で広く公開されている文例及び以下の図書を参考に当局が作成したものです。

- ・ 比留田薫「令和版 遺言の書き方と相続・贈与」令和元年 主婦の友社
- ・ 江崎正行「改訂新版 みんなが安心！簡単に書ける！遺言書」令和元年 二見書房
- ・ 遠藤常二郎ほか「遺言と任意後見の実務」令和2年 三協法規

本文例集についてのお問合せは、

函館地方法務局供託課

☎0138-23-9538 までお願いします。